

死亡届に係る手続き一覧に併せた相続登記の案内（掲載内容例）

居住用家屋が空き家となる最大の契機が相続時と言われており、相続登記が行われていないことにより空家等の所有者が不明となるケースが多々発生しております。

そこで、相続登記を促進するため、死亡届に伴う手続き（住民票、年金、保険など）の案内に加えて、土地や建物を相続した場合には法務局（登記所）における相続登記手続きの案内も行うことが重要です。

死亡届提出の際に案内する手続き一覧に土地や建物の相続に係る手続きについても案内できるよう以下のとおり掲載内容例を作成しました。

詳細はさいたま地方法務局 HP をご覧ください。

<掲載内容例>

手続きが必要な場合	土地や建物の所有者が亡くなり、相続する場合
手続き内容	相続登記
手続きに必要なもの	お近くの法務局にご相談ください。（全国どこの法務局でも可）
注意点等	<ul style="list-style-type: none">・相談は予約制です。事前に御連絡の上、御利用ください。・書類の提出先は対象の土地・建物を管轄する法務局です。
担当窓口	【相談】 全国どこの法務局でも可 【書類の提出先】 対象の土地・建物を管轄する法務局 【ホームページ】 「さいたま地方法務局 未来につなぐ相続登記について」 http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000114.html